

第12回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年6月26日(金) 午後2時30分～午後3時24分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (14人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 武志
4番 林郷 ケイ子	5番 長根山 裕也	6番 坂本 幸治
7番 舘野 栄子	8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男
10番 軒 保	11番 北村 卓也	12番 下田 博美
13番 馬場 賢一	15番 高城 健一	

4 欠席委員 (1人)

14番 塩倉 健一

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
柏木 淑子	川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄
下谷地 信子	塩倉 康美		

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について

第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤 光英

主査 秋山 善一

主任 佐々木 えり子

主事 中里 利則

8 会議の概要

- 議長（会長） ただ今から、第12回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め14人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。

.....

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番 川崎委員、10番 軒 委員を指名
したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。

.....

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

.....

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは、議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたし
ます。詳細については事務局より説明いたさせます。
○事務局 議長。
○議長 局長。
○事務局 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番について、ご説明いたしま
す。
申請人から提出のありました農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を
求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇〇
番〇〇、地目 畑、面積 5,890㎡であります。
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇〇氏、経営
面積は、 田 5,621㎡、畑 76,008㎡、計 81,629㎡で、 農業従事者は2人です。
譲渡人の住所氏名は、〇〇〇市〇町〇丁目〇〇番地〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、経営面積は、田
1,067㎡、畑 49,999㎡、計 51,066㎡であります。
申請事由は、耕地拡大のため買い受け耕作しようとするものであります。
お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。
1ページは 案内図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。2ペ
ージは 公図、3ページ4ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項該当

の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと思われるものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和元年6月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上説明といたします。よろしくお願ひします。

○議 長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひします。番号1番について、〇〇推進委員お願ひします。

○推進委員 はい、〇〇農業委員と共に6月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請は、譲受人が、耕地拡大のため、買い受け耕作しようとするものです。

現地は、これから牧草地とする予定で準備されており、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

○議 長 ありがとうございます。

番号1番について、〇〇推進委員の現地調査の報告が終わりました。

3条申請のうちから農地移動でございます

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議 長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議 長 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

なお、〇〇推進委員ですが、先に質問がありましたが、推進委員につきましても、意見ご要望等々は、発言が許されておりますのでよろしくお願ひします。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議 長 次に日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局 議長。

○議 長 事務局長。

○事務局 議案書 2ページをお開き願ひします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番のご説明をいたします。

申請人から提出のありました農地法第4条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、係る意見をお願ひするものであります。

許可を受けようとする土地の表示 洋野町第〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 畑、面積 237㎡を、申請人住所氏名、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地、〇〇〇〇氏が、一般個人住宅用地として、転用するものであります。

お手元の総会提出資料 5ページから12ページをご覧願ひします。

5 ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の○側から撮影したものであります。

6 ページは公図、7 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、8 ページは配置図、9 ページは建物平面図、10 ページは事業計画書であります。

当該土地は、町立○○○学校から、○○に約 1.8 km の位置にあり、○側、○側、○側を畑、○側を町道に面した農地で、転用しても隣接地への位置的な問題はないものと考えられます。

11 ページ、12 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり、添付する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は 10ha 以上の一団の農地に位置していることから第 1 種農地に分類されます。転用目的が住宅建築のための転用で町道に接しており、農地を分断する恐れがなく、必要最少面積で計画し選定しており、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、譲受人は実家のそばに分家住宅を建築しようとするもので、申請地のほか町道に接した休耕地で宅地利用に適した土地を求め選定したものであります。他に代替地はないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

なお、当該土地への現地調査は令和元年 6 月 17 日に、○○委員、○○推進委員により行っております。

以上、説明といたします。 よろしく申し上げます。

○議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

○○推進委員願います。

○推進委員 ○○農業委員と共に 6 月 17 日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、申請人が実家近くに分家住宅を建築するため、転用しようとするものです。

現地は、長年、休耕しており、転用しても周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思えます。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。議案第 2 号に係る現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第 2 号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 (会長) 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第 2 号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から4番を一括上程いたします。詳細について、事務局より説明いたさせます。
- 事務局 議長。
- 議長 事務局長。
- 事務局 議案書 3ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇番〇〇、地目 畑、面積 2,298㎡を、〇〇市〇〇〇第〇地割〇番〇〇、株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏が、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、〇〇〇〇氏から、賃貸借により小規模太陽光発電設備用地のための工鉱業用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は令和元年6月17日に、〇〇〇委員、〇〇〇推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 13ページから18ページをご覧ください。

13ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の〇〇側から撮影したものであります。14ページは公図、15ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面及び配置図、16ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇線〇〇〇〇駅から〇〇に約650mの位置にあり、〇側を畑、〇側を公衆用道路、〇側を宅地、〇側を町道に囲まれた農地となっており、転用しても隣接地への影響はないものと思われ、位置的な問題はないものと考えます。

17ページ、18ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用区域内の農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が太陽光発電施設用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないものと考えられます。

また、申請地の選定については、東北電力の電柱が近傍にあり接続が容易であること、日照時間が確保でき必要面積を確保できること等を勘案し選定したもので、申請地は、休耕地となっており、今後においても耕作の予定がなく、当該地以外に適地がなく代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

議案書に戻りまして、番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇〇、地目 畑、面積 1,822㎡を、〇〇市〇〇 〇〇丁目〇番〇、有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏が、〇〇〇 〇〇区〇〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇氏から、賃貸借により小規模太陽光発電設備用地のための工鉱業用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は令和元年6月17日に、〇〇〇委員、〇〇〇推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 19ページから24ページをご覧ください。

19 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の〇〇側から撮影したものであります。20 ページは公図、21 ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面及び配置図、22 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、町立〇〇〇学校から〇に約 1.3 km の位置にあり、〇側を畑、〇側を雑種地、〇側を山林、〇側を畑に囲まれた農地となっており、転用しても隣接地への影響はなく、位置的な問題はないものと考えます。

23 ページ、24 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用区域内の農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第 2 種農地に分類されます。転用目的が太陽光発電施設用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定については、東北電力の電柱が近傍にあり接続が容易であること、日照時間が確保でき必要面積を確保できること等を勘案し選定したものであり、申請地は、貸人が遠方で建設業を営み、休耕地となっており、今後においても耕作の予定がなく当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

議案書に戻りまして、4 ページをお開ください。番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 畑、面積 252 m²、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 畑、面積 44 m²、合計 2 筆 296 m²を、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇〇〇〇-〇号、〇〇〇〇氏が、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地、〇〇〇〇氏から、贈与により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は令和元年 6 月 17 日に、〇〇委員、〇〇〇推進委員によって行っております。

お手元の 総会提出資料 25 ページから 32 ページをご覧ください。

25 ページは案内図と現況写真で、写真は 申請地の〇側から撮影したものであります。26 ページは公図、27 ページは付近近況図、28 ページは配置図、29 ページは建物平面図、30 ページは転用事業計画書であります。

31 ページ、32 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり、添付する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は、10ha 以上の一団の農地に位置していることから、第 1 種農地に分類されます。

転用目的が住宅建築のための転用で、町道に接しており、農地を分断する恐れがなく宅地用地として必要最少面積で計画しており、農地種類と転用目的は問題ないものと考えられます。

また、譲受人は現在の住まいが子供の成長ともに手狭になり住宅を建築するものであり、両親の面倒を見るため実家近くの土地を選定したもので、申請地のほか平坦で住宅用地に適した代替地はないことを確認しております。また、住宅への通路は、農業用通路として使用している農地を分筆し使用するものであります。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

議案書に戻りまして、番号 4 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇番〇〇、地目 畑 面積 472 m²を、洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏が、洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、〇〇〇〇氏から、農業用施設用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、令和元年6月17日に、〇〇委員、〇〇推進委員により行っております。

お手元の総会提出資料33ページから39ページをご覧ください。

33ページは案内図と現況写真で、写真は申請地の西側から撮影したものであります。34ページは公図、35ページは、申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、36ページは配置図、37ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、町立〇〇〇学校から、〇〇に約1.5kmの位置にあり、〇側を道路、〇側を農地転用済み農業用施設用地、〇側、〇側を畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への位置的な問題はないものと考えられます。

38ページ、39ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達するにあたり、添付する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が農業用施設用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地において、平成31年2月に鶏舎増設のため農地転用許可申請した際、農業委員会より転用許可申請が必要であることの指摘に対し、簡易的農業施設であったため、農地法の規定をよく熟知せず転用不要の誤認をしており、これに対し深く反省し始末書が提出され、速やかに分筆し転用申請したものであります。

なお、既存鶏舎の洗浄水等の処理施設である貯水槽及びポンプ小屋設置に係る用地を転用しようとするもので、他に設置できる敷地はなく代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上説明とします。よろしくお願ひします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひします。

番号1番及び番号2番について〇〇〇推進委員お願ひ致します。

○推進委員 〇〇〇農業委員と共に6月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

番号1番の農地は、農地を相続した譲渡人が今後、耕作の予定がないことから、太陽光発電システムを設置するための転用です。

現地は、耕作中の農地として半分は適正に管理されておりましたが、一部に譲渡人の父が生前、植林したと思われる杉があったようですが既に伐採され原野となっております。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

次に番号2番の申請地は、〇〇〇農業委員と共に6月17日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、農地を相続した譲渡人が遠方で建設業を営み、今後も耕作の予定がないことから、太陽光発電システムを設置するための転用です。

現地は、耕作されていなくても農地として適正に管理されており、今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。

番号3番について、〇〇〇推進委員、お願ひいたします。

○推進委員 ○○農業委員と共に6月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲受人が住宅を建築するため、転用しようとするものです。

現地は、休耕中の農地で、両親の面倒を看るため実家のすぐそばに住宅を建築しようとするもので、他に適地はなく、転用しても周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。

番号4番について、○○推進委員、お願いいたします。

○推進委員 ○○農業委員と共に6月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲受人の鶏舎と接続する貯留槽並びにポンプ小屋設置用地として転用しようとするものです。

現地は、既に貯留槽とポンプ小屋が設置されておりましたが、譲受人である法人の代表者と土地所有者が同じ方であることや、簡易で小規模な農業用施設であることから、農地法の許可は不要と勘違いしていたもので、今回、必要部分を分筆し申請を行ったものです。

今回の転用申請については、事業実施前に申請していれば特に問題ない案件であり、周囲の農地に与える影響もないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。

5条につきましては、所有権移転と転用が伴う申請でございます。

議案第3号に係る番号1番から4番までの現地調査報告が終わりました。

○議長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、議案第3号を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番について申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第3号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」であります。利用権設定番号2番は、○番 ○○委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限から、○○委員退室後、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことと致します。

○議長 ○○委員退室願います。

暫時休憩 ○○委員 退室。(15:08)

○議長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細について、事務局の説明を求めます。

○事務局 議長。

○議長 事務局長。

○事務局 議案書 5 ページをお開き願います。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申しあげます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、利用権設定 3 件の審議をお願いするものであります。なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料 40 ページにありますので、後刻ご覧願います。

議案書 6 ページをお開きください。7 ページから 13 ページの利用権設定に係る番号 1 番から番号 3 番の農用地利用集積計画総括表であります。

まず、番号 1 番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○氏、洋野町○○第○○地割○○番○、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏、洋野町○○第○○地割○番地○であります。利用権の種類は使用貸借、内容は、田 始期は令和元年 7 月 1 日、終期は令和 5 年 12 月 31 日までの 5 年間であります。

お手元の 総会提出資料 41 ページから 42 ページをご覧願います。41 ページは利用権設定番号 1 番から番号 3 番までの位置図、42 ページは、利用権を設定する土地、洋野町○○第○○地割○番○、第○○地割○番地○で、2 筆合計 5,963 m²を示す図面であります。

議案書 6 ページに戻りまして、番号 2 番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○氏、洋野町○○第○地割○○番地○、利用権を設定する者の氏名住所は、○○○○氏、洋野町○○第○○地割○○番地○であります。

設定する利用権の種類は使用貸借、内容は、畑 始期は令和元年 7 月 1 日、終期は令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間であります。

お手元の 総会提出資料 43 ページをご覧願います。

番号 2 番の利用権を設定する土地、洋野町○○第○○地割○○番地○○で、1 筆 3,673 m²を示す図面であります。

議案書 6 ページに戻りまして、番号 3 番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、○○○○氏、洋野町○○第○○地割○番地、利用権を設定する者の氏名住所は、亡 ○○○○ 相続人代表 ○○○○氏、○○○○市○○○町○○の○、であります。

設定する利用権の種類は使用貸借、内容は、田 始期は令和元年 7 月 1 日、終期は令和 11 年 6 月 30 日までの 10 年間であります。

お手元の 総会提出資料 44 ページをご覧願います。

番号 3 番の利用権を設定する土地、洋野町○○第○○地割○○番ほか、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番で、合計 10 筆 5,424 m²を示す図面であります。

また、当該土地は、未相続地ではありますが共有持ち分を有する法定相続人から、過半の同意書が得られていることを申し添えいたします。

以上説明と致します。

○議長 事務局の説明が終わりました。

暫時休憩 (15 : 14~15 : 15)

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から番号3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

○番 ○○委員の入室を許します。

○委員 入室 (15:17)

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 では、日程第7 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について番号1番から番号3番を一括上程いたします。詳細について事務局より説明させます。

○事務局 議長。

○議長 事務局長。

○事務局 (事務局長) 議案書14ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてご説明いたします。

農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書について、同法第2条第3項各号の規定に基づく要件を満たしているか確認した結果について、報告するものであります。

番号1番 報告年月日は 令和元年6月6日、法人の住所・名称は洋野町○○第○○地割○○番地○ 株式会社 ○○○○○、事業年度は 平成30年4月1日から平成31年3月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 株式会社、事業の種類は 酪農、売上高は適、構成員数は適、業務執行役員数は適であり、要件の適否は適となっております。

番号2番 報告年月日は 令和元年6月10日、法人の住所・名称は洋野町○○第○○地割○○番地○○ 農事組合法人 ○○○○○○、事業年度は 平成30年1月1日から平成30年12月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 農事組合法人、事業の種類は 養豚業、売上高は適、構成員数は適、業務執行役員数は適であり、要件の適否は適となっております。

番号3番 報告年月日は令和元年6月11日、法人の住所・名称は 洋野町○○第○地割○○番地○ 農事組合法人 ○○○○○○○○、事業年度は 平成30年2月1日から平成31年1月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 農事組合法人、事業の種類は TMR飼料の製造、売上高は適、構成員数は適、業務執行役員数は適であり、要件の適否は適となっております。

関係資料は総会提出資料45ページから47ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について終わります。

.....

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、番号1番から番号6番を一括上程いたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局（事務局長） 議案書 15 ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領 により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号6番までの6件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった6件のうち、権利を取得した事由は、5件が相続、1件が持分放棄であります。また、あっせん希望の有無については、6件とも無しで提出されております。

関係資料は総会提出資料 48 ページから 53 ページとなっております。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今のは、報告事項であります。事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について終わります。

.....

○議長

これで、本日の案件は全て終了いたしました。

審議に際しまして、特段のご協力誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第12回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

令和元年6月26日 開 議

第12回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

8 番 (川崎委員)

10 番 (軒 委員)